障生第１５７５号

平成３０年８月６日

放課後等デイサービス事業者　様

大阪府福祉部障がい福祉室

　　生活基盤推進課長

放課後等デイサービスにおける報酬区分の取扱いについて（通知）

　日頃から、本府の障がい福祉行政の推進に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

　先般、厚生労働省において、平成30年度報酬改定に係る事業所影響調査が実施され、その結果を踏まえて、「放課後等デイサービスの運用改善に向けた取組」（平成30年7月26日付け厚生労働省事務連絡）が示され、報酬区分について下記のとおり取り扱うこととなりました。

　事業所の皆様には、導入当初の措置として導入後３か月の延べ利用児童数（実績）により報酬区分を算出していただいたところですが、下記をご確認いただき、取扱いに遺漏なきよう、よろしくお願いします。

記

**１　平成30年７月～９月の延べ利用児童数の算定について**

1. 報酬区分の導入後３月経過後は、３か月間における延べ利用児童数により算定することとなっていますが、これに加え、平成30年10月以降のサービス提供分については、以下の取扱いとなります。

ア　**平成30年10月以降のサービス提供分にかかる報酬区分については、７月1日から９月末までの３か月間の延べ利用児童数全体に占める指標該当児の割合により算定する。**

イ　平成30年7月1日から9月末までに市町村が行った判定により、非該当児が指標該当児になった場合には、７月1日から指標該当児であったものとみなして差支えない。

　（２）算定を行う事業所

下記２の新設事業所を除く、すべての放課後等デイサービス事業所

　（３）届出を要する事業所

　　　（２）の算定により、報酬区分が変更となった事業所

　　　（算定の結果、報酬区分に変更がない場合は、届出不要です）

　　　提出期限　　**平成30年10月15日（月）【必着】**

　　　提出方法　　郵送にてご提出ください。

　　　　　　　　　<あて先>　郵便番号540-8570（住所記載不要）

　　　　　　　　　　　大阪府 福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課 指定・指導ｸﾞﾙｰﾌﾟ

　　　提出書類　・変更届出書（様式第3号）

・報酬算定区分に関する届出書（放課後等デイサービス）

・放課後等デイサービス利用児童一覧　※変更後、区分１になる場合のみ提出

・障がい児（通所・入所）給付費算定にかかる体制等に関する届出書

・障がい児通所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

**２　新設事業所（前年度における実績が1年未満の事業所）における取扱い**

前年度における実績が1年未満の場合（前年度の実績が全くない場合を含む）は、上記１の算定の適用対象外です。

留意事項通知（児童福祉法に基づく指定通所支援及び指定該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について）どおりの取扱いをお願いします。

≪新設から3月未満の間≫

体制届提出までの在籍者数（契約者数）に占める指標該当児の割合で算定。

≪新設から３月以上１年未満の間≫

新設の時点から３月における延べ利用児童数により報酬区分を算定。

区分変更となる場合は、翌月15日までに変更届を提出し、翌々月のサービス提供分から算定。

　　　　※新設から３か月後の見直しにより報酬区分が変更となる場合

・平成30年５月１日指定の事業所　大阪府への届出期限：平成30年８月15日

　　　　　・平成30年６月１日指定の事業所　大阪府への届出期限：平成30年９月14日

　　　　　 　・平成30年７月１日指定の事業所　大阪府への届出期限：平成30年10月15日

**３　平成31年度の報酬区分について**

　　平成31年度の報酬区分は、平成30年10月1日から31年３月末までの６か月の延べ利用児童数の実績に基づいて報酬区分を適用します。（新設事業所を除く）

詳細については、国から連絡があり次第、追ってお知らせします。

<連絡先>

大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課

指定・指導グループ　指定担当

電話　06-6941-0351（代表）内線2458,4487

Fax　06-6944-6674